

東京都内の事業者のみなさんへ



令和2年4月1日から

自転車利用中の対人賠償事故に

備える保険等[※]に加入している必要があります!!

※自転車の利用によって生じた損害を賠償するための保険・共済



東京都では、条例[※]を改正し、自転車利用中の事故により、**他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務となります。**

※東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

安全安心を推進する
マスコットキャラクター
みまもりいぬ



自転車利用者（未成年の場合は保護者）は、自転車利用中の事故により、他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等に加入しなければなりません。

自転車を業務で使用する事業者

業務中の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

※業務で自転車を利用中に起こした事故は、個人賠償責任保険では補償されません。事業者が事業用の賠償責任保険に加入する必要があります。

自転車貸付業者

●借受人の自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償する自転車損害賠償保険等に加入しなければなりません。

●自転車貸出時などに、借受人に対して、貸付自転車が加入している保険等の内容に関して情報提供しましょう。

お願い

自転車小売業者・自転車を利用して通勤する従業者がいる事業者

- 自転車購入者や自転車通勤者が、自転車損害賠償保険等に加入しているか確認しましょう。
- 未加入の場合は、自転車損害賠償保険等への加入について情報提供しましょう。

自転車損害賠償保険等の種類などの詳細は、東京都交通安全課のHPをご確認ください。

東京都 自転車利用中 保険

検索



自転車の安全利用を
推進するロゴマーク

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。